

## 災害復旧・被災者支援に関する制度見直し等を求める意見書

近年、全国各地で地震、豪雨、台風、竜巻などの自然災害が頻発化・激甚化し、住宅の全壊・半壊のみならず、部分的な損壊等により長期の避難生活を余儀なくされ、早期の生活再建や事業活動再建が進まない被災者が多数生じている。

令和7年9月、台風15号が静岡県沖を東進し、静岡県内各地に被害を及ぼした。牧之原市をはじめ、県中部地区を中心に竜巻が発生し、国内最大級とされる甚大な被害が発生した。国内に前例がない被害により、これまでの災害復旧・被災者支援に関する制度では、対応が困難な事例が生じている。

被災された住民の1日でも早い生活再建に向けて取り組んできたところであるが、より迅速かつ効率的に復旧を進めるため、下記の点について要望する。

### 記

#### 1 被災者生活支援再建支援金制度の拡充について

住宅再建費用や生活再建に要する費用が高騰している現状を踏まえ、被災者生活再建支援金の基礎支援金及び加算支援金を大幅に引き上げるとともに、加算支援金における「建設・購入」と「補修」との差をなくすこと。

また、現行制度において対象外である損害割合20%台の半壊世帯においても支援金の支給対象とし、実態に即した柔軟な支援を行うこと。

#### 2 災害に係る住家の被害認定基準運用指針の見直しについて

##### (1) 風害に係る調査の簡略化（外観目視調査の導入）について

被災者の生活再建や復旧・復興を速やかに進める視点から、地震や水害と同様に、外観目視による第1次調査を導入し、被害認定調査及び被災者支援を迅速化できるよう制度を見直すこと。

##### (2) 屋根等の損傷に係る部位別構成比の見直しについて

木造住宅における屋根に係る判定基準や、非木造の住家における屋根や壁の損失判定など、被害判定の基準が被災者の生活実態や実感に必ずしも即していない事例があった。被害の実態に合致するよう、部位別の構成比や判定基準を見直すこと。

#### 3 災害に係る非木造の住家被害認定調査員の育成について

非木造の住家被害認定調査員が全国的に不足しており、調査員の確保に苦慮した。今後の災害に備え、非木造の住家被害認定調査員の育成強化を行うこと。

#### 4 公費解体制度の拡充について

現在の制度では、公費解体は全壊、半壊以上は廃棄物の運搬・処分が制度の対象となる。迅速な生活再建を進めるため、半壊以下の被害家屋への支援を拡充すること。

#### 5 農業被害の農業施設に対する支援について

被災者の復興・再建への道を閉ざさず、被災前の水準で早期に営農が再開できるよう農地利用効率化等支援交付金における支援被害額の上限額を撤廃すること。

- 6 中小企業者・小規模事業者の事業活動再建に向けた支援について  
被災した事業者が事業活動の再建に取り組む経費について、活用できる制度を創設すること。
- 7 自衛隊派遣要請（緊急性、公共性、非代替性）の明確化等について  
市及び県の災害対応能力を持っても対応できない災害等において、自衛隊の災害派遣制度による派遣要請が考えられるが、派遣に係る要件である緊急性、公共性、非代替性の判断基準を明確化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年1月25日

静岡県牧之原市議会

提出先

衆議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 防衛大臣  
参議院議長 総務大臣 内閣府特命担当大臣（防災）